

仲間を増やし民商を大きく強くしよう！

自営業者の悩みの種は尽きません。あなたの身の周りに相談先を探している業者はいませんか。



建設業の一人親方、個人のタクシーや軽急便、フリーランスのライターやシステムエンジニア、ウーバーイーツの配達を行うギグワーカーなども民商へ入会することができます。

記帳、申告、融資、労災、許可、コロナ禍での事業復活支援金や感染防止協力金の申請、その他様々な要求があります。最近では取引先からインボイス番号を求められる業者が増えています。

2019年にただでさえ景気が後退基調だった中で、消費税増税と煩雑な複数税率の導入が行われました。その数か月後にはコロナ禍による混乱と規制が始まり、この2重3重の負荷は、今も業者の営業と生活を破壊し続けています。にもかかわらず政府は来年10月からのインボイス施行の予定を変えようとせず、大量の小規模業者を廃業に追い込もうとしています。

株式所得の優遇によって、年所得1億円以上は儲けるほどに所得税負担率が下がっていく一方で、規模が小さく消費税を価格に転嫁できない業者は、生活費から納税しなければ営業できない理不尽な税制になっています。

個別の業者の要求を達成する上でも、業者をとりまく構造的な問題を改善していく上でも、民商に新たな仲間を迎え入れ、会員を増やしていくことが必要です。

会員・読者の数が増えるほど、民商の影響力は強まり、私たちの要求を実現する力は大きくなります。



あなたの知っている業者を民商に紹介してください。

尾北民商ニュース

2022年
4月25日号

TEL 0587-54-0524
FAX 0587-54-1390



事業復活支援金について

コロナ禍の影響で売上が下がった業者に、地域や業種による制限なく、個人最大50万円（売上5割以上減）、年売上1億以下の法人は最大100万円（売上5割以上減）が交付されます。（売上3割以上5割未満減は個人最大30万円、法人最大60万円）

コロナ禍の影響で昨年11月～今年3月の売上が、一月でも3割以上減少していれば対象になります。

いつといつの売上を比べるのか

2021年11月・12月、2022年1月・2月・3月の5ヶ月のうち、過去3年からの売上減少率が最も大きく、支援

金の計算根拠になる月が「対象月」です。

白色申告者は、対象月の過去三年それぞれの総売上÷12の金額と比較し、有利になる年を選びます。

青色申告者と法人は、過去三年の対応する月のうち、売上がもっとも多かった月と比較します。

売上が減る前の「基準期間」は、2021年の11月・12月を対象月にする場合、2020年・2019年・2018年になります。2022年の1月・2月・3月を対象月にする場合は、2021年・2020年・2019年になります。

実際に申請する手順

まずネットでアカウントを登録します。必要書類を用意してから審査機関で事前確認を受け、認証されることで本申請が可能になります。

くわしくは民商にご相談ください。

愛知県感染防止対策協力金の申請締切について（当日消印有効）

1月21日(金)～3月6日(日)協力分は

4月25日(月)締切

3月7日(月)～3月21日(月)協力分は

5月18日(水)締切

※3月6日までの協力金の申請で提出した資料は、3月7日～21日分を申請する時には省略できます。